名　　称	所　在　地	実習内容
［略］		
一沢コンクリート工業株式会社	岩手県久慈市長内町第三十七地割六番地一	鉄筋施工
ネッコー株式会社	埼玉県川口市並木一丁目七番四十四号	溶接

ロ　イ以外の実習実施機関

名　　称	所　在　地	実習内容
［略］		
株式会社アブクマ	神奈川県川崎市中原区上新城二丁目十一番二十号第一井上ビル四百一号室	塗装、溶接、工場板金
聖天株式会社	大阪府泉南市信達大苗代六百三十七番地	紡績運転

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省告示第二百九十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十九年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後				改　正　前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
［略］				［同左］			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
［略］				［同左］			
03.01	魚（生きているものに限る。）			03.01	魚（生きているものに限る。）		
0301.11	［略］			0301.11	［同左］		
0301.19	［略］			0301.19	［同左］		
	―その他の魚（生きているものに限る。）				―その他の魚（生きているものに限る。）		
0301.91 ｛ 0301.95	［略］			0301.91 ｛ 0301.95	［同左］		

名　　称	所　在　地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

ロ　イ以外の実習実施機関

名　　称	所　在　地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		